

配偶者暴力に関する北海道の取組

区分	事業	内容	令和2年度実績	令和3年度予定
相談	配偶者暴力相談支援センターの設置	道立女性相談援助センター、本庁、各(総合)振興局を、DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターに指定	道内16カ所(機関)に設置	同左
	相談員の配置	各(総合)振興局に、DV相談等に係る男女平等参画推進員を配置	各(総合)振興局に1名(計14名)を配置	同左
	相談への対応	各配偶者暴力相談支援センターにおいて、電話、来所によるDV相談を実施	<平日> 9:00~17:00	同左
		道立女性相談援助センターは、平日夜間及び土日祝日(年末年始を除く。)の電話相談も実施	<平日夜間> 17:30~20:00 <土日祝日> 9:00~17:00	同左
	民間シェルターの活動支援	民間シェルターが行うDV相談業務に対して、財政的援助を実施	民間シェルター8団体に対して補助金を支出	同左
一時保護	被害者等の一時保護	道の一時保護施設及び外部委託先(民間シェルター等12施設)において、DV被害者等の一時保護を実施	随時、一時保護を実施	同左
自立支援	被害者等の自立支援	一時保護を行ったDV被害者等の自立支援を実施	道立女性相談援助センター及び民間シェルターが実施	同左
	民間シェルターの活動支援	民間シェルターが行うDV被害者等の自立支援活動に対して、財政的援助を実施	民間シェルターに対して補助金を支出	同左
機関連携	関係機関連絡会議の開催	DV施策に関する情報共有、及び機関連携による対策を推進するため、本庁及び各(総合)振興局に関係機関連絡会議を設置	本庁及び各(総合)振興局(渡島・檜山は合同)で開催(書面開催を含む)	同左
研修	民間シェルターサポーター養成等実践研修会の開催	民間シェルターで活動するサポーターやDV対策に携わる職務関係者のスキルアップを図るため、民間シェルター所在地8カ所(札幌、函館、旭川、室蘭、帯広、北見、苫小牧及び釧路市)において隔年(4カ所毎)で研修会を開催	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	胆振、十勝、オホーツクの各(総合)振興局で開催
	全道セミナー(職務関係者向け研修会)の開催	DV被害者の早期発見と対応に関する全道セミナーを開催 若年層における交際相手からの暴力防止に関する全道セミナーを開催	DVDを作成し、研修を実施	同左
普及啓発	啓発資材の作成・配付	DV防止等に関する啓発資材を作成し、道内の関係機関等に配付	相談窓口を周知するカードを作成・配付(道内コンビニ、大型小売店で店頭配布)	リーフレット等啓発資材のデータをネットで配信
	パル展の開催	女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12~25)に併せて、ストップDVパル展を開催	11/19~20、道庁1Fホールで開催	4/23~/26開催
その他	男女平等参画施策に関する苦情処理	道の男女平等参画施策に関する苦情や、女性への暴力、セクシャル・ハラスメント等、性別を理由とする差別などに関する申出を処理	委員2名(弁護士)を委嘱	同左